

産地生産基盤パワーアップ事業 業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の（2）のキにより基金管理団体として選定された公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が、交付等要綱に基づき行う産地生産基盤パワーアップ事業（以下「本事業」という。）及び交付等要綱第5のただし書きにより農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める実施要領（以下「緊急支援要領」という。）に基づき行う災害等緊急に対応する事業（以下「緊急事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、業務の重要性に鑑み、交付等要綱、緊急支援要領、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の交付決定に当たって農林水産大臣から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付等要綱第3の（2）のアに基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県及び緊急支援要領により規定された助成金の交付先に対する本事業及び緊急事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 産地生産基盤パワーアップ事業の実施

(都道府県事業実施方針の承認)

第3条 協会は、交付等要綱別記2の第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

なお、都道府県事業実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から協会への提出をもって承認とみなすものとする。この場合、協会は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

(協会から都道府県への助成金の交付決定)

第4条 協会は、交付等要綱別記2の第11の1の（2）に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、あらかじめ提示する都道府県別予算枠の範囲内で、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、協会は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行うものとする。

る。

- 2 協会は交付等要綱別記2の第11の1の(1)のまた書きによる都道府県助成金の変更交付申請があった場合、交付等要綱別記2の第11の1の(2)に準じた手続きを行うものとする。
- 3 協会は、原則として、都道府県に都道府県別予算枠を提示した日から起算して6か月を経過しても、同予算枠において都道府県事業計画に位置づけられていない未計画額がある場合は、都道府県に対し速やかに執行見込額を検討させ、その結果、執行の見込みがない額が生じると判断した場合は、都道府県知事に対し都道府県別予算枠の減額提示を行うこととする。
- 4 第3項により減額した都道府県別予算枠を財源とした再提示については、協会が別に定める都道府県別予算枠算定の考え方により、都道府県別予算枠の変更を行う。

(都道府県助成金の支払)

第5条 協会は、交付等要綱別記2の第12の1の(4)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、その内容を審査の上、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

- 2 協会は、都道府県に対して、取組主体又は共同申請者(以下「取組主体等」という。)が取組主体事業計画を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

- 3 協会は、都道府県に対して、第2項のただし書により申請をした取組主体等が、交付等要綱別記2の第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して申請するよう指示しなければならない。
- 4 協会は、都道府県に対して、第2項のただし書により申請をした取組主体等が、取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した取組主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第7号により速やかに都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事の指示を受けてこれを返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第1項の支払額の通知を受けた日から起算して3か月後までに、別紙様式第7号により都道府県知事に報告するよう指示しなけれ

ばならない。

(事業要望調査の報告)

第6条 協会は、第4条の都道府県別予算枠の算定に当たり、農産局長と協議の上、都道府県に対して、事業要望調査等の報告を求めるものとする。

2 協会は、前項の事業要望調査等を実施する場合にあつては、農産局長と協議の上、別に定めた都道府県別予算枠算定の考え方について、あらかじめ明らかにするものとする。

(事務費)

第7条 協会の事務費の範囲は、交付等要綱共通5のとおりとする。

(助成金の返納)

第8条 協会は、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、都道府県知事からの報告に基づき、当該助成金の全部又は一部を返納させなければならない。

2 協会は、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、交付等要綱その他の法令等に違反したときは、都道府県知事からの報告に基づき、当該助成金の全部又は一部について、協会への返納を求めることができるものとする。この場合には、協会は、都道府県知事に対して、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体等に送付させなければならない。

3 協会は、第1項又は前項の規定により返還を命じたときは、都道府県知事に対して、返還の期日を定めることができる。

4 協会は、前項の期日を経過してもなお納付されない場合には、都道府県知事に対して、取組主体等への本事業に係る助成金の交付を停止させるとともに、とるべき措置について農産局長と協議するものとする。

5 協会は、第1項又は第2項の規定により助成金の返納があつた場合は、速やかに基金に繰り入れるとともに、農産局長へ報告するものとする。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

第9条 協会は、交付等要綱第7の3により造成した基金について、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 協会は、基金を農産局長の承認を受けた全国事業実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。

3 協会は、基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。

- 4 協会は、基金を三井住友銀行東京公務部・決済用普通預金により管理する。
- 5 協会は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、農産局長の指示を受けるものとする。
また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、農産局長の指示を受けるものとする。

第4章 報告

（地方農政局長等から協会への事業実施状況の報告）

第10条 協会は、交付等要綱別記2の第15の3に定めるところにより、地方農政局長等から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検するものとする。

また、協会は、都道府県知事に対して、交付等要綱別記2の第15の3に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求めることができるものとする。

（協会から農産局長への基金管理状況の報告）

第11条 協会は、交付等要綱別記2の第15の4に定めるところにより、毎年度、四半期ごとに基金管理状況報告書を取りまとめ、農産局長に報告するとともに、その内容を公表するものとする。

- 2 協会は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県知事に対して、必要に応じ、地域協議会等及び取組主体ごとの事業実施状況についての報告や必要な資料の提供を求めることができるものとする。

（事業の効率的かつ効果的な推進）

第12条 協会は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業の実施効果等に関する調査・分析を行うとともに、都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

第5章 雑則

（財産の管理等）

第13条 協会は、都道府県に対して、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取組主体が本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図るよう指示しなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第14条 協会は、都道府県に対して、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じて、取得財産等を都道府県知事の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないことを指示しなければならない。
- 2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、交付等要綱第24の1の規定に準じて、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
 - 3 第1項の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条及び第3条に定める耐用年数に相当する期間とする。
 - 4 協会は、都道府県に対して、第1項により承認をしようとする場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ協会の承認を受けるよう指示しなければならない。
 - 5 協会は、第4項により承認をしようとする場合は、承認基準に準じて行うこととし、あらかじめ地方農政局長等と協議を行わなければならない。
 - 6 協会は、第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を協会に納付することを条件とすることがある。
 - 7 都道府県知事自らが、取得財産等を処分しようとするときは、第4項の規定を準用する。
 - 8 第13条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付け等)

- 第15条 協会は、都道府県に対して、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導しなければならない。
- 2 取得財産等が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 3 第2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
 - 4 協会は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対して、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

第6章 災害等緊急に対応する事業の実施

第16条 協会は、緊急支援要領に定めるところにより、第3条から第15条に準じて又は第3条から第15条によらず、第17条の規定に基づき協会が別に定める事項に従い緊急事業を実施するものとする。

(その他)

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、農産局長の承認を受け、協会が別に定めるものとする。

附則

この業務方法書は、農産局長の承認のあった日から施行する。